

会議の名称	広報広聴委員会 協 議 会	開催月日・令和6年8月26日 開会時間・午前・午後1時29分 閉会時間・午前・午後1時51分
出席者	近藤 伸二 南谷 佳寛 藤川 貴雄 川柳 雅裕 佐藤 健	
欠席者	安藤 誠	
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会ホームページ運用基準について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午後 1 時 29 分】

近藤委員長

ただいまから広報広聴委員会を開会いたします。  
安藤委員から欠席の申し出がありましたのでご報告させていただきます。  
本日は市議会のホームページ運用基準についてを議題といたします。  
羽島市議会ホームページ運用基準（内規）については既に配布してありますので、概要について事務局より説明を願います。

議会総務課長補佐

羽島市議会ホームページ運用基準（内規）をご覧いただきたいと思っております。この運用基準につきましては、五つの条文からなっております。  
第 1 条は「目的」といたしまして、この基準の目的を定めております。  
第 2 条は「運用に関する基本的事項」ということで、羽島市議会のホームページの運用にあたっては、羽島市のホームページ管理運営要綱が制定されておりますので、そちらを準用するというところでございます。  
第 3 条は「掲載する情報」ということで、市議会のホームページに掲載する情報、こちらは現在掲載しております情報をまとめたものになりまして、九つあります「本会議情報」から「その他」まで、現在も掲載をされている項目となります。  
第 4 条は「情報の作成又は更新」という条文になりまして、作成更新にあたっては羽島市のホームページ管理運営要綱の規定に基づいて処理をし、また第 2 項といたしまして、大幅な内容の変更、例えば情報の追加であるとか削除等々を行う場合は、議長が広報広聴委員会の意見を聞いて内容を決定していくという条文になります。  
最後の第 5 条は「その他」といたしまして、この基準に定めるもののほかは議長が別に定めるという条文となっております。  
以上が運用基準の内規についての概要でございます。

近藤委員長

ただいまの説明について何かご意見、ご質問ありますか。

藤川委員

ご説明をいただきました第 4 条で「大幅な内容の変更等を行う場合」について、削除も含めると。削除する場合は、「広報広聴委員会の意見を聞き、内容を決定する」という

議会総務課長補佐	<p>ふうにありますけれども、ということは掲載した情報は事務局では削除しないと、載せ続けるという認識でよろしいですか。</p>
藤川委員	<p>基本的にはそうなりますが、ホームページにも容量がございしますので、容量のある次第というふうになりますが、ただ、通常の文書につきましては保存年限というのが決められておまして、そちらに従って掲載を削除するというようなことも考えられると思いますので、永久というわけではないと考えます。</p>
議会総務課長補佐	<p>そうしますと保存年限の定めのないものについては、基本的には掲載し続けるということで、それを削除するような場合は広報広聴委員会に諮って決定すると、そういったルールということよろしいですか。</p>
藤川委員	<p>羽島市の文書規定によりますと、文書の保存年限は種類がありまして、永久、10年、5年、3年、1年というような保存年限が決められた文書がありまして、基本的に決められていないものは、おそらく最長でも5年ぐらいになるだろうと考えられますので、そういったものに準じてやっていくかどうかというのも、今後広報広聴委員会で決めていただいてもそれは構わないと考えます。</p>
議会総務課長	<p>削除に関する規定がこの部分にしかないですし、削除という文言もないので、どのようなルールで削除するかというのは都度協議するのか、あるいはあらかじめ決めておくのか、そのあたりはもう少し運用基準の中に記載してもいいのではという思いがあります。</p> <p>第4条の「情報の作成又は更新」の中に削除という文言を入れてもいいと思いますし、説明のあった保存年限に準じて削除するというようなルールもここに記載しておいてもいいのではないかという思いがあります。</p>
藤川委員	<p>「大幅な内容の変更等」のところで、「変更等」に削除も含めるというのでは難しいですか。</p>
藤川委員	<p>今後この基準を見た人が、削除が含まれると解釈する人もいれば、そうとは書いてないと解釈する人も。そのあたりははっきりと記載しておいたほうがいいと考えます。</p>

近藤委員長	意見が出ましたけれども、「変更等」については結論を出さずに、広報広聴委員会で時間をかけてもう一度作り直しという形でいいですか。
藤川委員	今日の議題はこの案についてだけなので、今削除について明記するしないをご協議いただければ。他に意見があればいいですが、もう少し議論を深めてもいいのではないかと思います。
近藤委員長	とりあえず削除の件が一点ですね。その他。
川柳委員	<p>藤川委員より削除の話が出たので、私もちょっと気になったことがあって。今月中旬に総務委員会の意見交換会があったときに、意見交換会に来ていただきたい、やってるよというのはどういうふうにホームページで告知してあるのかなと調べてみたら、ホームページで意見交換会と検索すると令和5年の意見交換会の案内があって、令和6年度の新しい意見交換会の案内はなかったわけです。</p> <p>これ一つとっても、令和5年のはもういらないと思うので削除の対象になると思うんですが、トピックスは次々と新しいものを更新しておいて、逆に他の委員会が意見交換会を今年度2回やられるわけですけど、その情報ほど先にあるべきと思うんで、今回削除という話が藤川委員から出たので、私は一つの事例として考えるべきだと思います。</p>
佐藤委員	「大幅な内容の変更等を行う場合」の後の「議長が広報広聴委員会の意見を聞き」というところなんですけど、意見を「聞く」のところは広報広聴の「聴く」がいいんじゃないかなと思っておりまして、この点を修正したらいいのではないかなと思いました。
近藤委員長	意見が出たのは、「大幅な内容の変更、削除」と削除を入れるのと、意見を「聞き」を「聴き」と、漢字を変えるんですね。そういう意見が出てますがどうですか。
議会総務課長	削除についてのご意見は理解できまして、内容の軽微な変更についてはホームページ規定に則って事務局で変更していきますので、大幅に何かを削除したりとか、あくまでそういった場合について「議長が意見を聞き」というケースだと思われるので、先ほど川柳委員が言われたような場合はこういったケースには該当せず、基本的には事務局

近藤委員長	<p>の職権で削除する項目と考えています。</p> <p>基本的に削除した場合は、軽微な削除についても報告だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
川柳委員	<p>例えば9月に議会で盆踊りやりますよ、ぜひご参加くださいという情報を出したいときは、原稿を作って広報広聴委員長の判断で公表するのか、広報広聴委員長から議長を通して事務局から公表してもらうのか、その段取りを。</p>
近藤委員長	<p>私の意見が正しいか分かりませんが、対外的なことは基本、各委員長から必ず議長を通してやっていただくのが筋だと思います。</p>
藤川委員	<p>情報載せる場合と削除する場合がありますけれども、載せる場合についてはお話のあった通り、議長の許可は当然必要だと思います。載せることについてはその都度広報広聴委員会を開く必要はないと思ひますし、議長の判断で是非を決めていただければいいのではないかと思ひます。</p> <p>削除する場合ですが、期限切れの情報についても先ほどこれに含まれないという説明がありましたけど、第4条第2項の「大幅な変更等」に含まれないものとして、期限が来たら削除していただければいいことで、広報広聴委員会を開く必要はないと思ひます。</p> <p>「大幅な変更等」の等に該当する削除、表現がすごく難しいと思ひますけれども、保存期限が特になく掲載されているもので、それを消したい場合は委員会に諮って決めるというルールを明文化しておいたほうがいいと思ひますので、書き方難しいかもしれないですけど、期限が切れているものは自動的に削除していただければいいですし、そうでないものを削除する場合というようなルールを明記する必要があると思ひます。</p>
近藤委員長	<p>その他よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p>
近藤委員長	<p>委員長は意見を言う立場じゃありませんが、羽島市のホームページの管理運営要綱を参考に読ませていただいたんですけども、若干、羽島市議会のホームページ運営基準は簡素化されて、市の管理運営要綱は責任者が明確で、議会</p>

<p>近藤委員長</p>	<p>は議長にという言葉も使いにくいんですけども、その辺の運用面とか管理運営責任者を特定して2ページ程度になっていて、比較的分かりやすいといいますか、もう少し具体的だといいかなど、委員長はあまり意見を述べてはいけませんそんな思いはします。</p> <p>その他、ご意見いいですか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、「削除」と「聴く」という言葉を修正して、羽島市議会ホームページ運用基準について、全員協議会で報告して協議願うということによろしいですか。まだそこまでいかないね、もう一回調べたほうがいいね。</p> <p>(「削除の文章を考えていただいてから」と呼ぶものあり)</p>
<p>川柳委員</p>	<p>私は削除というのは結構重いものだと思ってるんですね。例えば表現が好ましくないことを書いてしまったとするじゃないですか。それに対して削除しましたという報告や許可もいるだろうと思うし、削除だけじゃなくて変更も、明らかなケアレスミスの変更や削除は全然いいんだけど、表現に問題がある場合は簡単に考えないほうがいいと重く考えてます。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>そうですね、ですので変更削除する場合は、「広報広聴委員会の意見を聞き」というようなルールを明記しておくのは大事だと思うので、「変更」の解釈の中に削除は含まれるのか含まれないのかという議論が今後生まれないように削除という言葉は入れておく、削除する場合も広報広聴委員会に諮ったほうがいいということルールとして明記しておくことは大事だと思います。</p>
<p>近藤委員長</p>	<p>では、「大幅な内容の変更等、削除等を行う場合」という文書によろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>近藤委員長</p>	<p>全員協議会で報告して皆さんで協議願うという形によろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議会総務課長</p>	<p>川柳委員の話聞くと、今は「大幅な」という文言になってますけど、「重要な」内容とかそのほうが。大幅に変えないちょっとしたことで文言がふさわしくないと思ったとき、公表するにはちょっと、というときは・・・</p> <p>(「招集かけたほうがいいと思うな」と呼ぶものあり)</p>
<p>議会総務課長</p>	<p>ということだと「大幅」という言葉よりも重要、他にもっといい言葉があればいいんですけど、もし委員の皆さんでご提案あれば、このまま「大幅」でもいいと思いますし。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>第4条第2項の次に第3項を入れるか但し書きにするかは私はどちらでもいいと思うんですが、「ただし、軽微なものを除く」や「保存年限を過ぎたものについてはこの限りではない」とか、そういったようにもう一つ付け加えればいいのではないかと思います。</p>
<p>近藤委員長</p>	<p>時間も迫っておりますし皆さん方のご意見もあります。詳細説明の後にも広報広聴委員会を行いますので、今日は結論を出さずにそのときまでお預けでよろしいですか、今日は2時から研修会がありますので。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>近藤委員長</p>	<p>議長さん何かございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>近藤委員長</p>	<p>それでは広報広聴委員会を閉会いたします。次回は議案詳細説明終了後に行います。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【閉会＝午後1時51分】</b></p>